

ひたちなか市教育委員会会議録

平成26年 第14回 ひたちなか市教育委員会12月定例会 会議録						
平成26年12月25日		開会 午前10時00分		閉会 午前12時00分		
○場 所	本庁第3分庁舎 防災会議室3					
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 杓澤 久美子	教育長 木下 正善	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			鈴木 幸男	出席	
	総務課長			岩崎 龍士	出席	
	参事（教育担当）			廣瀬 佳久	欠席	
	参事兼指導課長			森井 榮治	出席	
	施設整備課長			澤島 恵一	出席	
	学務課長			石崎 聡一郎	出席	
	参事兼青少年課長			阿部 美代子	出席	
	中央図書館長			大和田 雅一	出席	
	文化財室長			小 澤 功	出席	
	○事務局員	総務課長補佐兼係長			一木 宙	出席
		総務課主幹			黒澤 一彦	出席
		総務課主事			小野寺 優	出席
	○議 事					
1 議案	選挙第1号	ひたちなか市教育委員会委員長の選挙について【公開】				
	議案第38号	ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員就業規程及びひたちなか市立学校給食センターの学校給食非常勤調理員等就業規程の一部を改正する訓令制定について【公開】				
	議案第39号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規則制定について【公開】				
2 その他	①	12月定例会市議会における教育委員会関係一般質問について【公開】				
	②	平成26年度市町村教育委員会研究協議会（第1ブロック）報告について【公開】				
	③	平成27年教育委員会会議開催日程（案）について【公開】				

平成26年第14回ひたちなか市
教育委員会12月定例会会議録（概要）

開会 10:00（防災会議室2）

選挙第1号 ひたちなか市教育委員会委員長の選挙について

教育次長 選挙第1号、ひたちなか市教育委員会委員長の選挙については、26日で委員長の任期が満了になることから行なうものであります。議事の進行について石田委員長職務代理者をお願いしたいと思います。

委員長職務代理者 選挙第1号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に基づき委員長の選挙を行います。選挙はひたちなか市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思います。異議ありませんか。

（全委員から異議なしとの声あり）

委員長職務代理者 異議なしとのことなので、私から指名したいと思います。異議ありませんか。

（全委員から異議なしとの声あり）

委員長職務代理者 引き続き小田島さんをお願いしたいと思います。異議ありませんか。

（全委員から異議なしとの声あり）

委員長職務代理者 それでは、小田島さんが委員長になることに決定いたしました。

委員長 （あいさつ、開会の宣告）

議案第38号 ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員就業規程及びひたちなか市立学校学校給食センターの学校給食非常勤調理員就業規程の一部を改正する訓令制定について

総務課長 改正理由としては、教育委員会事務局の執務場所が本庁第3分庁舎に移転したため、任用契約書に記載している教育委員会の住所を改正します。また今回の改正と合わせて、就業規程の語句や用語について整理をしました。

学校給食非常勤調理員就業規程は、労働基準法の用語を引用していましたが、地方公務員法第17条の規定によって任用される職員ですので、地方公務員法の用語を引用することで整理をしました。具体的には、「契約」を「任用」に、「解任」を「免職」に、「契約期間」を「任用期間」という言葉に変更しました。第5条第4項では、「定年により退職した者」を任用した場合は、5年以上の契約更新ができないとしていましたが、主語が抜けていてわかりづらかったため、「正規の職員を定年により退職した者」と整理しました。

続いて学校給食センターの学校給食非常勤調理員就業規程についてですが、

正規の職員を定年により退職した者は、3年以上の契約更新ができないとしていましたが、市立学校の非常勤調理員に合わせて更新期限を5年にしました。

【質疑、意見等】

特に無し

- * 議案第38号 ひたちなか市立学校の学校給食非常勤調理員就業規程及びひたちなか市立学校学校給食センターの学校給食非常勤調理員就業規程の一部を改正する訓令制定については、全員一致で承認されました。

議案第39号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規則制定について

青少年課長 ひたちなか市放課後健全育成事業に関する条例の第4条で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、教育委員会規則で定められていることから、所定の基準を定めるものです。基準については、本年4月30日に発令された厚生労働省令第63号で定められていますが、その範囲内で当市の基準を設けています。国の基準とほぼ同様のものとなっていますが、本市の課題である子ども一人当たりの面積や定員等については、待機児童を出さないために経過措置を設けて対応することとしています。面積については、既に事業を行っている事業者については、面積の基準である1.65㎡を適用しないとしています。また定員についても、すでに事業を行っている事業者については、40人以下となっている基準をおおむね70人以下とすることで、現行の学童クラブの運営状況で適応できるようにしています。また指導員の資格要件については、来年度から県が実施する研修を受講することが必要になりますが、こちらも平成32年3月31日までは、研修を受講予定の者を含むという経過措置を設けています。

【質疑、意見等】

委員長 国が制定した基準に合わせて制定したということですが、定員を40人以下からおおむね70人以下とすることは、国の基準には反しないのですか。

青少年課長 面積と定員については、地域の実情に応じて変更してよいことになっていますので国の基準に反してはしません。しかし少ない人数の中、余裕のある空間というのが理想ですので、今後もできる限りの環境整備に努めていきます。

石田委員 指導員で、今の時点で国の基準に合致する人は何人いるのですか。

青少年課長 指導員の人数は全体で130人程ですが、調べたところ教員免許等の条件に合致するのは3割から4割となります。ただし条件には、高校卒業程度で学童

保育等の業務に従事した経験が2年以上ある者は、研修を受けるだけでよいとの項目がありますので、ほとんどの方が合致できると思います。

委員長 対象学年については、規則で定めていませんが問題はないのですか。

青少年課長 対象学年については、上位の法律である児童福祉法で小学校に就学する児童と定められているため、規則で再度定める必要はありません。

- * 議案第39号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規則制定については、全員一致で承認されました。

その他 (1) 12月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

教育次長 12月定例市議会において、議員の方から教育委員会の事業に関する一般質問がありましたので、概要を報告いたします。

①山形議員からの質問

公立図書館の今後のあり方について、指定管理者制度を導入しないようにとの提案でした。現在図書館で委員会を設置し答申を作成中ですので、そうした答申を踏まえながら検討していきますと回答しました。

学校司書を配置してはどうかとのご質問で、現在配置は考えていないと答弁をしました。

②加藤議員からの質問

癌に対して学校ではどのような教育がされているのかとのご質問で、教育内容については学習指導要領に従うこととなっていますので、そちらに従って教育を行っている旨の答弁を行いました。

③田寺議員からの質問

教育長は3月の定例市議会において、次年度の方針を説明してはどうかとの提案でした。それに対して、3月定例市議会の代表質問等で具体的に説明をしますとの旨の答弁を行いました。

④大内聖仁議員からの質問

5・6年生はなぜ学童保育の対象にしないのかとのご質問でした。それに対して、5・6年生は自主性や社会性を身につける時期になるので、自ら主体的に活動をする時間があつた方がよいと判断したためとの説明を行いました。

⑤鈴木勝夫議員からの質問

選挙に関する教育は、どのようなことを行っているのかとのご質問でした。それに対して、子どもの発達段階を考慮し、自分達の生活との結びつきを感じられるよう工夫しながら、政治の仕組みについての授業を実践している旨の答弁を行いました。

その他 (2) 平成26年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)報告について

事務局 11月25日・26日に静岡県浜松市で研究協議会が開催され行政説明や市長公演、パネルディスカッションが行われました。ディスカッションでは小中一貫教育についての説明があり、今年の4月に教育委員会改革の第4次提言で、今後の学校等のあり方として小中一貫教育について提言がされ、来年夏の通常国会での法改正を目指しているということです。

小中一貫教育の制度設計としては、小中9年間の教育目標を設定した上で、継続性を確保した教育課程を設定する。小中の免許を取得している教員を配置する。既存の小中学校同様、市町村の学校設置義務の対象とし、入学者選抜試験は行わない。概ね2パターンで類型しており、1つは小中一貫教育学校として、1人の校長のもと組織体制を作る施設一体型を想定するものと、小中一貫型として、学校毎に組織体制を作る施設隣接・分離型を想定しているとのことです。文部科学省の調査によると、小中一貫教育は全市町村の12%で実施しており、現在は施設分離型が大半であること。学年については6・3年生の他4・3・2年生を実施しているところがあり、結果として中1ギャップの緩和や小中の連携に一定の成果が見られたとの感想が挙げられました。その他人口減少社会に向けての学校教育の在り方等の話や学力向上に向けた取り組みとして、新潟市や富士宮市から事例発表が行われました。

その他 (3) 平成27年度教育委員会会議開催日程計画(案)について

事務局 平成27年の教育委員会の12月定例会までの開催予定案について説明します。次の定例会は来年の1月23日、午後2時から市役所第3分庁舎2階の防災会議室3での開催を予定しています。開催日は原則として第2水曜日としていますが、祝日等に当たる場合は、日程を調整しています。また開催場所については、できるだけ9中学校区内で1回は開催できるように配慮しています。3、6、9、12月定例会については議会の開催により日程が変更になる場合もありますが、その場合は事前に通知します。また臨時会についても開催する際に連絡をします。

委員長 (あいさつ、閉会の宣言)

閉会 12:00